

就労継続支援事業所（A型、B型）の説明

就労継続支援A型事業所（雇成型）

企業等に雇用されることが難しい障がいのある方（利用者）と、A型事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

利用者には、生産活動による事業収入から雇用契約に基づき賃金が支払われます。

事業所の支援により、一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。

就労継続支援B型事業所（非雇成型）

企業等に雇用されることが難しい就労経験のある障がいのある方（利用者）に、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

利用者には、生産活動による事業収入から工賃が支払われます。

事業所の支援により、生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型事業所や一般就労への移行を目指します。